供給設備使用貸借契約書（案）

一般財団法人新潟県地域医療推進機構（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、プロパンガス（以下「物品」という。）消費のための供給設備に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的及び物件）

第１条　乙は、乙から甲に物品を供給する目的をもって、バルク貯槽による物品供給設備（以下「供給設備」という。）を設置し、甲に無償貸与することとし、甲はこれを借り受け、使用するものとする。

２　供給設備の内容は、別紙「プロパンガス供給設備仕様書」のとおりとし、償却年数は２０年とする。

３　乙は、甲の指定する場所に供給設備を据え付けるものとする。

（貸借要件）

第２条　甲は、物品の消費並びにこれに付帯する業務のために供給設備を使用するものとし、他の目的には使用しないものとする。

２　甲乙のやむを得ない事由により、乙以外の者が納入する物品を受け入れる必要が生じた場合には、あらかじめ甲乙双方の承認を得るものとする。

３　甲は、乙が納入する物品の受入を恒常的に中止する場合には、乙から借用した供給設備を甲の負担において速やかに乙に返還するものとする。

（使用方法）

第３条　甲は、取扱責任者を選任して、その監督のもとに常に善良なる管理者の注意をもって管理使用するとともに、関係法令等に基づく保安管理を行うものとし、乙は甲に対して、法令上適切な指導を行うものとする。

２　甲は、供給設備に関する取扱説明書及び物品の添付文書等をあらかじめ精読し、供給設備を適切に使用するものとする。

（保安責任）

第４条　物品に関する関係法令上の保安責任及び物品消費のための操作作業上の一切の責任は、甲が負うものとする。

２　供給設備に関する設計、製作、施工、設置上の責任及び物品供給作業上の責任は、乙が負うものとする。

３　乙の物品供給作業上の責任範囲は、物品輸送車から供給設備への充填作業及び点検、調整作業とする。

（諸費用の負担）
第５条　供給設備に関する費用の負担区分は、次のとおりとする。
(1) 甲の負担
ア　甲の都合による供給設備の移動、撤去に要した一切の費用
イ　甲の操作作業が原因で発生した供給設備の損傷に対する補修費用
(2) 乙の負担
ア　供給設備の設計及び製作上の不備による修理並びに通常の使用に伴う補修費用
イ　乙の物品供給作業が原因で発生した供給設備の損傷に対する補修費用
ウ　その他供給設備の維持管理に必要な一切の費用

（禁止事項）
第６条　甲は、供給設備について、乙の事前承諾なく次に掲げる行為をしてはならない。ただし、軽微な補修の場合及び緊急の場合であって、あらかじめ乙の指示を受ける猶予のない場合等には、甲は自己の判断により適応の処置を講ずるとともに、これを速やかに乙に事後報告するものとする。
(1) 供給設備の原状を変更すること
(2) 供給設備の設置場所を移動、変更すること
(3) 供給設備を第三者に譲渡し、又は使用させ、その他乙の所有権を侵害すること
(4) 供給設備を担保に供すること。
(5) 供給設備及びその使用に関する技術上の機密事項を第三者に漏洩又は公開すること

（損害賠償）
第７条　乙の責に帰すべき事由により甲の人員、設備に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償の責を負うものとする。
２　甲の責に帰すべき事由により供給設備、物品輸送車又は乙の人員に損害が生じた場合、甲は乙に対し損害賠償の責を負うものとする。
３　甲、乙いずれの責に帰すべき事由によるものか明らかでない場合又は不可抗力による場合は、甲乙協議の上、損害の処理方法を決定するものとする。
４　甲が供給設備の取扱説明書、添付文書等の警告又は注意事項を遵守しなかったことが原因で甲の人員、供給設備に損害が生じた場合、乙は損害賠償の責を負わないものとする。

（契約期間）
第８条　本契約の有効期間は、乙が供給設備の据え付けを完了した日から平成３６年９月３０日までとする。

（契約期間満了後の取扱い）

第９条　前条の契約期間満了後、物品を納入する者が変更となる場合、契約期間最終月の最終検針時における供給設備内の物品残量は、新たに物品を納入する者（以下「新納入者」という。）と乙で折衝の上、新納入者が適正な価格で買い取るものとする。

２　契約期間満了後、物品を納入する者が変更となる場合、新納入者は乙から残存価格で供給設備を買い取るものとする。

３　前２項の規定について、契約期間満了後も引き続き乙が物品を納入する場合にあっては、この限りでない。

（規定外事項）

第 10 条　本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各１通保有する。

平成　　年　　月　　日

新潟市中央区新光町４番地１
甲　一般財団法人新潟県地域医療推進機構
理事長　　荒　川　　正　昭　　㊞

住　所
乙
氏　名　　㊞